

漁業組合研究序説

— 三陸漁村に設立された「準則」漁業組合分析 —

今 泉 芳 邦*

(2001 年 6 月 29 日受理)

はじめに

漁村社会の研究において漁業組合は漁民の生活と生産に密接にかかわる漁村社会の中核的集団として多くの研究者の注目を集めていたことに異論はないであろう。社会学における漁業組合研究の多くは、1901年にわが国最初の漁業基本法として制定された、いわゆる「明治漁業法」に準拠して全国津々浦々に遍く設立された漁業組合を対象として考究されてきた。ところで、漁業組合は明治漁業法制定の15年前すでに明治政府が漁村に設置した漁業団体の嚆矢として全国に設立されていたことも周知のことである。すなわち、漁業組合準則(1886年公布)によりわが国最初の先駆的漁業組合として注目された、いわゆる「準則」漁業組合である。しかし、「明治34年以降はあきらかに知られているが、その直前の「準則」時代はむしろ模糊としており、理解に断層ができていく¹⁾」と、指摘されたように「準則」漁業組合は、未解明のまま空白の未踏の領域にとり残された状態にある。

わが国の漁業組合研究において、「準則」漁業組合研究は実証的研究の少なさからその実態は不透明な部分がかかなり多く、現在ほとんど解明されていない状態である。実態論的究明が緊急の課題に上っていることもまた確かである。

本稿の課題は、準則組合の実相を解明する視角として、明治政府の組合設置策における政策浸透過程とそれを受容した漁村の対応・選択過程に焦点をあて、準則組合に内在する二面的性格を検証することにある。また、明治19(1886)年から明治34(1901)年までの15年間において三陸漁村に設立された31の準則組合の類型的把握を試み、漁業組合研究において「空白の領域」と言われた準則組合の実相を明らかにすることにある。

I 問題の所在

1 分析視角

漁業組合に関する社会学的研究は、「村」と漁業組合²⁾との構造的連関、言い換えれば村落共同体としての「村」と、二面的性格を内包する漁業組合との漁場の占有利用関係における漁業権主体をめぐる問題として展開してきたといえよう。たとえば、「村」と漁業組合との関係は、

* 岩手大学教育学部

漁業組合が村落共同体的な「村」の内部に埋没してしまい両者は未分化の状態にあるような、「村」と漁業組合の一体化・癒着化を実証した結合・包摂関係説³⁾。共同体的諸関係の弛緩にともない「村」自体が崩壊する過程において、共同体的性格を内包する漁業組合は「村」と並存・共存関係を形成していたとみる見解⁴⁾。漁業組合はこの関係性を逆に利用することによって機能集団として自立したとみる対立・優越関係説など⁵⁾、その研究対象と問題関心の差異によって多様な見解がみられる。「村」と漁業組合の関係論は、漁業組合に漁村社会の構造的特質が凝集しているという「村」理解に重心がおかれた分析視角に方法論的特色があったといえよう。準則組合についてはさまざまな説があるが、現在のところ有力な見解も説もみあたらない。一般に定説とされていることは、準則組合は二種の組合形態として設立されたということぐらいであろう。

わが国最初の漁業組合である準則組合の特色は、多種多様な形態の組合が設立されていることである。なぜ、準則組合は大小さまざまな規模の組合が設立されたのか、また集団機能を異にする多様な組合が形成されたのかをたどると、準則組合はもともと官制的性格のきわめて強い集団である反面、漁民の主体的対応の姿勢いかにによって、自治的・自立的な組合の可能性が内在していることに注目せざるをえないのである。つまり、準則組合の多様性は、「上からの」政策目標と「下からの」生産・生活目標との対応関係において形成されたのである。準則組合の集団的特質は、「官の論理」と「民の論理」との対抗関係をとおして解明できるのである。

2 二面的性格

漁業組合の集団特性は、本質的には集団目標・集団構造・集団機能の三者の構造的連関によって形成されたものである。ここで言う構造的連関とは、漁業組合準則（農商務省令第7号）の主要な諸目標が、自律的にせよ他律的にせよ達成されるために、効率的なしくみの漁業組合が設立され、その漁業組合が目標達成のために機能するという相互連関的・過程的な論理構成を意味している。ここでは漁業組合準則に内在する漁業組合の二面的性格である、官制的性格と自治的性格がいかなる論理で形成されたかを中心として集団論的視点から検討する。

もとより準則組合は法律に基づき設立された一種の官制的集団である以上、漁業組合準則の目標（目的）が準則組合の目標（目的）にそのまま投影していることは自明の事であり、準則組合の集団目標は漁業組合準則から演繹的に推論できることになる。それでは、準則組合の基本的な集団目標とは奈辺にあったのであろうか。準則組合の集団目標は、漁業組合準則の第二条において「組合ハ営業ノ弊害ヲ矯正シ利益ヲ増進スルヲ目的トスヘシ」と明記されている。第二条は一見して名目的な目標と考えられるが、じつはこの目標は上位目標であって、準則組合の下位目標として具体的につぎのような三つの目標が内包されていたのである。第一の具体的目標は「捕魚採藻ノ季節ヲ定ムル事」「漁具漁法及採藻ノ制限ヲ立ル事」にみられるように、禁漁期間の設定、漁具漁法と採藻品目の制限を通して準則組合を漁業取締主体として法認することであった。第二の目標は「漁場区域ニ関スル事」として、とくに共同漁場の利用関係においては準則組合の漁業調整機関化を目的としていたのである。けれども、準則組合の漁業調整機関化は、準則組合を共同漁場の占有利用主体として認めていたわけではなく、一定の条件が整った組合に限定される目的であった。第三の下位目標については看過されがちであるが、視点を「下からの」漁業者の立場から「利益ヲ増進スル」に着目すると漁業取締と漁業調整以外の目的、例えば漁業経営体とか共済組合などいくつかの目的（選択肢）が考えられるのである。

つまり、第三の下位目標としては、準則組合に経営活動を認めていたこと、設立区域が任意であったことなどから考えて、漁業経営体のような組合が設立される可能性が内包されていたのである。以上のように、準則組合に内在する三つの基本目標は、漁業における様々な弊害を矯正し利益の増進を図るためとして、一つには漁業取締による準則組合の管理主体化と、二つには漁場紛争における準則組合の漁業調整機関化、そして準則組合の漁業経営体化という三つの目的が内在し、その目的を達成するため二種の組合形態が設定されていたのである。二種の組合形態とは、設立区域についてとくに制限条項「入会関係のある共同漁場の場合は必ず一つの組合とする」、いわゆる地区組合と、たとえば定置漁業や採貝採藻業など漁業種類別に結成される、いわゆる業種別組合といわれる二種類の組合である。前者の地区組合は、入会関係が成立する共同漁場の場合は必ず一つの組合とする「一地区一組合」の原則に則して設立されていたことから、中心となる目的が漁業調整であることは明白であろう。むしろ「一地区一組合」の原則は、組合が共同漁場における漁業調整機関として実効性を発揮するための必要条件であった。しかし、「一地区一組合」原則は漁業取締においては「村」と組合の対立関係を生成する契機をも孕んでいたのである。したがって、地区組合は漁場調整機関として効率的に機能するため必然的に大規模組合として設立されたのである。また、大規模組合の設立は政府の基本的戦略の一つでもあったのである。つまり地区組合の基本的性格は、「上からの」漁業政策が強制的に推進された結果設立された官治主義に基づく統制的・画一的大規模組合であり、その組織構造には官制的性格が色濃く反映していたのである。

一方、後者の業種別組合は、「一地区一組合」原則に制約されることもなく、組合規模も多様な形態として設立されたのである。このことは設立主体である漁民の側に集団目標を選択する自由が保証されていたことを意味している。業種別組合は、漁業生産の発展を図るために「下からの」漁民の内発的動機にもとづく自治的・経営体的な集団目標を実質的目標として設立された点に最大の特徴があると言えよう。

準則組合に内在する位相を異にする二つの集団目標は、それぞれ構造と機能の異なる準則組合の形成に構造的に連関していたのである。それは漁業政策において制度化された官制的集団と、職能共同を契機とする漁民の内発的動機にもとづく主体的・自律的志向をもつ自治的集団の二つに分化して設立されることになる。準則組合の集団特性に示された二面的性格は、集団目標の実現に適合的な地域共同関係と職能共同関係にそれぞれ規制され、基本的には官制的な集団目標を志向する地区組合の系列は漁業調整と漁業取締を、自治的な集団目的志向の業種別組合は職能共同を強化する過程で形成されたのである。

3 地区組合

明治政府はいかなる意図で、位相を異にする地区組合と業種別組合との二種類に分けて設立しようとしたのであろうか。言うまでもなく、準則組合の二種類の設置形態は、漁業組合準則の第三条規定によって分別されたのであるが、とくに地区組合の基本的集団特性が第四条によって性格づけられていた点に注目しなければならない。

第三条 組合ハ左ノ二類トス

第一類 捕魚採藻遠海漁業者若クハ大地引台網捕鯨鯨昆布採取ノ類各其種類ニ従ヒ特ニ組合ヲナスモノ

第二類 河海湖沼沿岸ノ地区ニ於テ各種ノ漁業ヲ混同シテ組合ヲナスモノ

第四条 前条第二類ノ漁業ニシテ漁場ノ相連帯スルモノハ必ス一組合トナスヘキ

すなわち、地区組合（第三条第二類に該当する組合形態）は、たとえば定置漁業・採貝採藻・養殖漁業などの複合漁業において、漁場の入会関係が形成されている場合には必ず一組合として設立された組合であったわけである（第四条）。したがって、地区組合の集団規模は、共同漁場の広狭性に規定され、入会関係が広域の場合には大規模集団として設立され、また狭隘の場合には小規模集団として設立されていたのである。しかし、現実には小規模な地区組合が設立される可能性はきわめて低く、それは県当局の組合設置方針に違反していたからである⁶⁾。

ようするに、地区組合は入会漁場における漁場秩序の安定・調整を第一の目的とする広域・大規模組織として設置されたものであり、具体的には町村間の漁業調整機関としての漁業組合であった。その点では大規模組織は、漁業組合準則の基本的目標と合致するものであり、まさしく漁場の調整機関としてなかば強制的に作られた官制的な漁業組合であるといえよう。

それでは、小規模な地区組合はどのような性格の漁業組合であったのであろうか。小規模な地区組合が共同漁場の漁業調整機関として機能するには、組織規模からみても困難である。小規模な地区組合は、漁場の入会関係の有無に関係なく漁業取締を主要機能とする「後半期型」の組合として設立されていたのである（「後半期型」の組合については後述する）。小規模地区組合の基本的機能である漁業取締は、対内機能として「村」の統合に貢献するものとして、大規模組合の基本的機能である漁業調整とは明らかに異なるものであった。小規模地区組合の集団機能は、漁業の地域的共同と複合形態から漁場を排他独占的に占有利用する「村」のもつ生産・生活共同体の側面における統合的・漁業取締機能として性格づけられよう。

4 業種別組合

業種別組合の特徴は、漁業組合準則の第三条第一類に対応する組合形態であり、しかも第四条に拘束されない組合形態である点にある。つまり、業種別組合と地区組合の基本的な相違点は、組合の設立範囲に制限条項が設定されていたか、否かに起因していた。業種別組合の設立区域における地域的無限定性は、漁民側の自律的な選択が組合設立において保証されていたことを意味する。その点で、業種別組合は直接的には地域共同性とは一定の距離を保ち、明らかに職能的共同性にもとづく経済的な機能集団として設立されていたのである。このことは、業種別組合の職能的・経営体的性格が「同業組合」の集団的性格に類似していることを論拠にする同業組合説の見解にもなっている⁷⁾。事実、業種別組合の事業活動は漁業取締はもとより乗組員の雇用、水難事故などにおける共済的機能、特定漁法による漁業経営体など、多様な漁業組合として設立されているのである。業種別組合が設立される背景には、地先漁場の狭隘化と漁業資源の枯渇化が桎梏となり、比較的自由な漁場である沖合、遠洋漁場に進出した高能率的な漁船漁業の出現を忘れてはならない。業種別組合の集団的性格は、自律的動機により形成された自治的、経営体的色彩を色濃くもつ競争原理に基づく経済的機能集団であった。それは地域性原理との相関はよわく、むしろ漁業規模と漁業種類につよく関連していた点に特徴があるといえよう。

以上、準則組合について法規的解釈にもとづく二つの組合の集団的性格について述べてきたが、あらためて設立区域の広域性ないしは大規模性という視点から、地区組合と業種別組合の

集団の性格に現れている基本的な差異を簡潔に要約しておきたい。地区組合は、基本的な設置目的が共同利用漁場における漁場秩序の維持・安定化であったことからして漁業調整機関として機能するためには漁場区域に即した広域的な大規模組合として設立されたのである。広域的大規模組合の集団特性に官制的色彩が反映している所以である。一方の業種別組合は、漁業種類別に複合的機能をもつ多様な組合形態として設立されたが、経営規模の拡大を指向した結果として、機能集団的・経営体的性格はより強化されていたのである。

5 準則組合の範域性

準則組合の不透明性は、「準則」から推論された二種の組合形態と設立区域（広域・狭域）との関連について十分に検討されずに理解されていることに起因している。とくに、業種別組合と設立区域との関連性は、準則組合の不透明性を解明する上で避けておれない論点である。

設立区域に関する法的規定は、組合準則第一条「漁業ニ従事スルモノハ適宜区画ヲ定メ」と、原則的には設立区域の画定について漁業者の自律性は尊重されていた。しかし、この基本原則により設立された業種別組合が果してどのぐらい存在したかは法規上の推論からも、また官庁統計からも知るすべがない⁸⁾。現実に設立された準則組合の設立区域は広狭さまざまであり、さらに組合形態も多種多様である。多様な形態を現出させた形成要因の見直しが問題になる。業種別組合と設立区域との関連性は、沿岸漁業段階と漁業法制定以前という歴史的条件を前提してではあるが、準則組合の集団規模（構成員数）と「村」の規模（構成員数）との関係、正確に言えば準則組合の集団規模と「村」の漁業生産性水準との関連性において広狭性をとらえ直すことである。漁村の規模は、漁場の経済的価値に相関し、漁村を基礎集団とみると集団規模が大きいことは優良な漁場を占有利用していることを意味する。すなわち、業種別組合の本質的な集団機能を十全に発揮できる範域の設定は、行政区画別広狭性ではなく漁場の広狭性に求めることによって、はじめて多様な形態を現出させた準則組合の実相が把握されるのである。

あらためて、範域性（広域・狭域）の概念内容について補足的に説明しておきたい。広狭性とは、漁場の地理的規模の大きさを示すのではなく、厳密には漁場の豊度（漁業生産力）と漁業種類との組み合わせによる漁場の広がり（広狭性）と規定される。例えば、定置漁業のように固定的・限定的漁場を生産の場とする漁業は、基本的に漁場の経済的価値に規定され優良な定置漁業ほどその広狭性は大きくなる。広がりや優良定置漁業は正の相関関係にある。また、漁船漁業のような非固定的・非限定的漁場を操業の場とする場合には、むしろ漁業種類の技術的水準の高低によって広がりや弾力的に変動する。

準則組合が設立される明治20年代は、地先漁場を生産の本拠とする沿岸漁業段階であった。地先漁業は漁場が固定化している定置漁業と、漁業技術の導入によって可能になった沖合漁場における自由競争的な漁船漁業との競合・並存関係のなかに展開していた。漁場の経済的価値（漁業生産性）の高低によって漁業規模の大小もおおきく左右され、漁場は漁業規模を規定する決定因であった。大規模漁業の成立は、漁場の経済的価値が高い優良漁場における漁業を意味し、定置網、地引網などがその典型的漁業といえよう。したがって、業種別大規模漁業の組合とは、その経営主体が総有を基調とする漁場の利用慣行において村内部あるいは地域間における地域共同経営体としての組合であった。

II 準則組合の類型

漁業組合準則（1886年公布）によって設立された、いわゆる準則組合は、1901年「岩手県漁業組合規則」の制定により漁業組合準則が廃止されるまでの15年間において三陸沿岸漁村には31の組合が設立されたことが確認されている（設立年不詳も含む）⁹⁾。この31の準則組合の特徴としては、第一に岩手県下のほぼ沿岸全域に遍在して設立されていることである。その点では、政府の組合設置策は一応成功したと評価されるであろう。つまり、準則組合はけっして「過渡的」な漁業組合ではないことが証明されたのである。第二には、漁村の社会的諸条件の差異によって、集団構造と機能を異にする多種多様な組合として設立されていたことである。第三には、集団的性格を異にする多種多様な準則組合の形成は組合が設立された時期と密接に関連していたことである。以上の特徴点を考慮に入れて、三陸漁村に設立された現実態としての31の準則組合の類型的把握を試みることにする。すなわち準則組合の把握に援用される、①組合機能（経済的・漁業取締・漁場調整）と②設立区域（2ヵ町村以上・1ヵ村以内）に加えて③漁業種別（磯漁・定置漁業・漁船漁業）の3指標を組み合わせて指定された7類型と、漁業組合準則の設置基準に従って分類された四つの組合類型（地区・広域型、地区・狭域型、業種・広域型、業種・狭域型）との関連性に焦点を合せ、それに設立時期の問題も加味することによって明らかにすることである。

1 地区・広域型組合の事例

地区・広域型の準則組合は、設立区域を郡単位とする気仙郡漁業組合（以下、気仙郡組合と略）と南・北九戸郡漁業組合（九戸郡組合と略）のほかに、連合体組織の「東閉伊郡田老村・北閉伊郡小本村聯合漁業組合」「普代・田野畑二ヵ村聯合漁業組合」「高田町・米崎村・長部村捕介採藻組合」の五つ組合が設立されている。この五つの組合は、いずれも磯漁業中心の漁業地域に設立されていたこと、高田町・米崎村・長部村捕介採藻組合をのぞき、前半期に設立されていた点で共通している。ここでは地区・広域型の典型的組合の事例として、気仙郡組合について検討することにしたい。なお、気仙郡組合と対照的な九戸郡組合についても簡単にみることにする。

気仙郡組合は明治25（1892）年、南三陸といわれる気仙郡沿海12ヵ町村の連合体として設立された大規模な組合である。一方の九戸郡組合は、北三陸に位置する、南・北九戸郡沿海8ヵ町村のうち6ヵ町村の加盟によって、気仙郡組合設立の3年後の明治28（1895）年に設立された前半期型の組合である。前半期型とは、準則制定から明治28（1895）年までの期間に設立された組合を指しているが、前半期型の地区・広域型組合は、地方行政吏である郡長、戸長、また勸業委員など「上からの」強制と説得を通した行政主導によって設立されていた経緯が認められる。つまり、気仙郡組合と九戸郡組合は、ともに強制的に作られた官制的な漁業組合という共通性があったにもかかわらず、両者は対照的な組合として設立されていたのである。すなわち、気仙郡組合は、政府の意図する組合設置策が円滑に推進された政策完遂タイプの典型的な組合である。それに対し、九戸郡組合は設置策が十分に浸透されないまま、久慈町と夏井村が不加入の不完全な形でいわば見切り発車した政策未遂タイプの組合として設立されていたのである。このように両組合に差異が生じた要因は、政策浸透過程における行政側の意図と地

元漁村の利害が一致したか否かの違いであり、九戸郡組合は、さらに町村間の対立関係が直接的な障害になっていたのである。九戸郡組合の設立過程については後述することにして、まず気仙郡組合の事例を通して地区・広域型組合の集団特性の特徴についてみることにしたい。

気仙郡組合は、漁業組合準則の基本目的である「水産事業の弊害を矯正し福利を増進させるため」に、漁法、漁具や漁船の改良、製造法の画一化および漁業取締、保護繁殖など複合機能を集団目的とする準則組合である。組合の設立区域は気仙郡沿海全域をカバーする12ヵ町村(唐丹・越喜来・綾里・赤碓・大船渡・末崎・小友・広田・米崎・長部・吉浜村の11ヵ村と高田町)と広範にわたり、この12ヵ町村に居住する漁業者・製造者(二千数百戸)を構成員として設立された大規模組合である。気仙郡組合の組織機構は、傘下12ヵ町村を基底的単位とする下位集団としての、12の、たとえば唐丹小地区会のような「〇〇小地区会」と、それらの小地区会を指揮監督する上位集団である「組合会」によって構成されていた。したがって、気仙郡組合の上部機関である組合会は、組合を代表する組長と、12の小地区からそれぞれ選出された2名(1名は小地区取締)の計24名の組合会議員によって構成される、組合の最高審議機関として位置付けられていた。組合会の会議は通常組合会(7日以内の会期)と臨時組合会の二つがもうけられていたが、組合事業の大綱は例年2月に開催される通常組合会において審議され決定されていた。そこで通常組合会において上程された議案をみるとしよう。例えば、明治26年度通常組合会においてはつぎのような議案が審議されている。

1. 組合会議則の件、2. 改良漁船使用方議案の件、3. 組合事務所に理事を置くの件、4. 組合収入・支出予算案の件、5. 組合経費賦課徴収法議案の件、6. 役員報酬旅費支給法・会議員旅費日当支給法議案の件、の6議案が上程審議されていた。これらの議案から明らかなように改良漁船使用方議案の件をのぞけば、組合会議則、経費賦課徴収法、組合会議員旅費日当支給法などの議案はすべて組合の組織運営に関わる議案である。つまり、組合会は組合自体の維持存続を目的とする維持機能的な機関であったわけである。このことは予算決算書からも裏づけられることである。組合経費はすべて各小地区に等差別(1等~3等)に賦課された賦課金によっており、その徴収は町村長に委嘱されていた。明治26年度の組合経費総額は392円97銭であるが、その歳出項目をみると実に、通常組合会の会議費は232円42銭と経費総額の62.3%を占めていたのである。会議費の大半は議員の旅費・日当(208円32銭,55.9%)に充られ、のこり半分が通常組合会の書記・小使の給料、消耗品、印刷代として支出されていた。また、組合事務所経費として計上された106円(28.4%)も理事報酬、組長・理事の旅費がその八割をしめ、総経費の92%が組合会議員と組長の旅費と理事の件費に充てられていたことからみても、組合会は組合自体の維持存続を目的とする維持機能的な機関であることが容易に理解できるであろう。なお、ここでいう理事とは、平常業務で組長を補佐し、組長代理を務める役員として郡役所書記、課長などの吏員から一名組長によって選任されていたのである。唯一、組合事業費として計上された改良漁船使用費(34円45銭)は、県事業として沖合漁業を奨励するため改良漁船4隻を建造し漁業組合に2ヵ年期限で貸与する「改良漁船貸付」事業に申請していたものであった。以上のように、組合会は組合規約に定められた「権限」を議定する最高審議機関であり、それはまた統合機関でもあった。

ところで、地区・広域型組合の組織構造については、文字どおり漁場を共同利用する十数村の村々の連合体的・大規模組織が通説とされていた。気仙郡組合も規模の面ではそういえるが、はたして連合体的性格(ヨコの関係)の組合と言えるのであろうか。組合会と各小地区会

との関係は、どのようなものであったのであろうか。組合会の内部組織である、組長と小地区を代表する12名の小地区取締によって構成される役員会にみることができる。ここで注目されることは、組合規約の上では組長と小地区取締は組合員から選出される規定にもかかわらず、組長だけは組合創立時から行政機関の長である気仙郡長が選出されていたことである。郡長が組長を兼任する慣例は、組合解散まで継続していた¹⁰⁾。組長と小地区取締との関係は、設立当初において「組長は各小地区取締を指揮監督し、各小地区取締は組長の指揮に従う」から「郡長は各小地区取締を指揮監督し、各小地区取締は郡長の指揮に従う」までに補強され、まさに上意下達の関係に統制強化されていたのである。したがって、気仙郡組合は一見して連合体的にみえるが、上位集団の組合会が下位集団である小地区会を統制する「タテ」の関係によって構成された統制的な重層構造に特徴があるといえよう。

このように、組合会は気仙郡組合の組織自体を統合・調整する対内機能を基本的機能としていたのに対し、組合会の下位集団である小地区会は、組合会の補完的な活動として、いかなる機能を担う集団であったのであろうか。つぎに小地区会をみるとしよう。

小地区会は、町村を単位とする「本組合処務ノ便利ヲ図ランカ為」に作られた、12の小地区ごとの審議機関である。12の小地区は、気仙郡組合の便宜から基底的な組合区域として作りかえられたものであったが、もとはといえば小地区は漁業者の生産・生活共同組織として自生的に形成された「村」そのものであった訳である¹¹⁾。つまり、12の小地区会は、それぞれの「村」を基盤にする自立した自治的集団として機能していたのである。小地区会の会長である取締と小地区会議員は、すべて組合員の中から選出されていたこと（小地区会の議員定数は小地区ごとに異なり、唐丹・綾里・赤碓・末崎・広田小地区は各10名、越喜来・大船渡・小友・米崎・長部・吉浜・高田の小地区は各6名と定められていた）。小地区会の組合費徴収法が小地区ごとに異なり、均等割、漁業税割、業種別割、差等割などさまざまな徴収法が採用されていたことは、小地区会の自律的・自治的性格を示す証左と言えよう。12の小地区会は、それぞれ例年3月に開催される通常小地区会（会期5日以内）において、小地区取締から発議された組合事業の大綱は議員の多数決によって審議決定されていた。小地区の組合事業はそれぞれ異なるが概ねつぎのような議案が主なる議案として上程されていた。1. 口明口留規定、2. 漁業救済法、3. 漁業資金貸与方法、4. 魚付林植樹計画、5. 談話会の開催。

上記の議案は、口明口留規定や魚付林植樹計画議案にみられるように、漁期の設定、資源保護など漁業取締に関する議案と、漁業救済法と漁業資金貸与方法は海難救助や困窮者に対する貸付事業など、組合員の生産と生活を防衛する共済事業にかかわる議案であった。たとえば、口明口留に関する審議では、アワビの口開を旧暦9月20日から10月19日まで、12月10日から正月9日までの2期に設定し、また、シウリガイは27年4月から3年間を禁漁（口留）期間にするなど、7品目の漁期について決定している（明治27年度長部小地区会）以上のように小地区会で決議された漁業取締と漁業共済事業は、執行機関としての小地区取締一世話係体制において執行され、漁業取締機能を機軸として小地区の漁業秩序維持に貢献していたのである。小地区取締には小地区の代表者として、つぎのような権限と職務が付与されていた。①水産製品の検査、その改良の有無、漁業の実況などを査察するため月に一回は区内巡回を行うこと。②口開の日程等をきめて組合員に連絡すること。また共同販売の責任者として売買の締結に関与すること。③貯蓄金を徴収しまた貸与すること。④販売額の5%を手数料として徴収すること。

また、小地区取締の任務を補完する役目の世話係（小地区毎に人数は異なる）は、漁業集落ごと配置されており、つぎのような役割を分担していた。①世話係は小地区会にオブザーバーとして出席し、意見陳述と質疑応答をすること。②水産製品の品質検査。③共同販売に立ち会い売買の斡旋をする。④困窮者と救済にかかわることを調査して取締に報告する。つまり、小地区会の基本的機能は漁業取締と漁業共済事業であり、この二つの事業活動は組合会—小地区会—各小地区の統制機構に対応する、組長—小地区取締—世話係という「タテ」の系列で機能していたのである。

ところが、気仙郡組合の設立から6年後の明治31（1898）年を境にして、「タテ」の関係はしだいに弛緩して、指揮系統の弱体化を契機に小地区会はあらたな活動を展開していくことになる（明治31年度の組長は空席のまま、理事が組長代理をつとめている）。それは気仙郡沿岸の全域に形成されていた入会漁場の漁業調整を基本的機能とする、連合小地区会の結成であった。地区・広域型組合が本質的に内包している入会漁場の漁業調整機能は命令指揮系統の衰退化にともない成立した連合小地区会によってはじめて発揮できたのである。連合小地区会の集団特性は「タテ」の論理にかわり、むしろ「湾内共有入合稼ノ慣例アル」小地区間の対等な「ヨコ」の論理によって形成された漁業調整機関にもとめられるのである。すなわち、連合小地区会を構成する議員は、入会漁場に関係する小地区ごとに平等に選出され、連合小地区会の会議は関係町村間の輪番で開催されていたのである。さらに、連合小地区会の議長選出は、関係する小地区取締から議員によって選任されていたことなどからも小地区間の対等な「ヨコ」の関係がわかる。開催地の小地区取締は、連合小地区会の運営において主導的役割を果たし、会議において上程される議案の作成、会議日程の設定、開会5日前までに組合事務所と関係町村長に連絡通知することなど一切の開催準備を担当していたのである。このような自立的な小地区間の対等関係によって結成された連合小地区会は、少なくとも漁期の設定や捕鮑（アワビ漁）については実効力をもつ漁業調整機関として機能していたのである。

つぎに九戸郡組合の事例をみるとしよう。ここではなぜ、九戸郡組合は政策未遂タイプの組合として設立されたのか、という点に限定してごく簡単にふれておきたい。さきに結論をいえば第一の要因は、県当局が構想する組合設立予定の隣接8ヵ町村間には侍浜村と夏井村、久慈町との採藻漁場をめぐる利害対立関係があったことである。第二には、それにもかかわらず、九戸郡長は強引ともいえる主導性を発揮し組合設立を企図したが、反対町村の調整に失敗したことである。その詳しい顛末は、明治25（1892）年に宇部村・長内村・久慈町・夏井村の4ヵ町村から岩手県知事に上申された「南北九戸郡八ヵ町村漁業組合規約不認可願」にみることができる。なお、「不認可願」は、漁業組合準則の施行により設立される漁業組合が地元の了解もなく準備されていたことに対する宇部村など4ヵ町村の設立反対を表明する請願書である。

その発端は、九戸郡組合を設立するための水産会員の構成をめぐる問題からはじまる。南北九戸郡長は「沿海8ヵ町村水産組合規約」を制定するために各町村長に諮問し、8ヵ町村から24名の水産会員を選出させたのであるが、水産会員選出には予め町村間に格差があったことに起因している。野田村・侍浜村・中野村・種市村の各村からは各4名選出されたのに対し、宇部村・長内村・久慈町・夏井村の4ヵ町村からは各2名しか選出されないという背景があった。しかも選出方法は郡長の恣意的意向にそうもので、「广大浜及家多数ノ町村ヨリ会員2名ヲ挙げ、小浜小村ヨリ4名選出」のように実情に合わない不合理な基準により選出されていたのである。11月29日、南北九戸郡長は水産会員を招集しそこで「原案」が提案されるが、水産会

員は「原案」なるものが「沿海8ヵ町村水産組合同規約」ではなく「南・北九戸郡漁業組合同規約」であることをはじめて知る。会議において郡長は組合設立の趣旨を説明し督促に努めた結果、4名選出の野田村など4ヵ村の同意は得たものの、宇部村など4ヵ町村の反対は強く関連町村の利害関係に一致点を見出だせないまま休会になる。宇部村など4ヵ町村の全会員は設立反対の意思表示として会員辞職を提出することになる。しかし、事態は設立反対派の欠席のまま多数決により「南・北九戸郡漁業組合同規約」が賛成派の4ヵ村によって議決され、九戸郡組合は設立されることになる。

けれども、九戸郡組合が設立されるのは、その3年後の明治28(1895)年まで遅れることになり、しかも久慈町と夏井村の不参加のまま不完全な形で出発することになる。したがって、九戸郡組合のその後の経過をみると、十分な活動をすることもなく「その現状たるほとんど有名無実の姿たるを免れず」と、組合の機能障害状況が報告されている。

2 地区・狭域型組合の事例

地区・広域型組合が磯漁業や定置漁業の漁場において漁業取締の主体として、または調整機関として機能をはたしたのに対し、地区・狭域型組合はいかなる性格の組合であったのであろうか。地区・狭域型組合は、第一に単独村ないしは大字(旧村)を単位に設立された小規模組合を特徴としていた。第二には、地区・狭域型組合の基底的機能が漁業取締であったことから、組合と「村」との関係は地縁的結合のきわめて強い地域集团的性格の濃厚な組合であった。そして第三の特徴は、地区・狭域型組合は、じつに17の組合が設立されていたことである。これは準則組合の過半を占めることになり、そのうちの16組合は漁業法制定直前に設立されているのである。つまり、明治24(1891)年設立の気仙郡広田村海漁業蕃殖改良組合をのぞく、17の組合はすべて「後半期型」組合なのである。「後半期型」組合は、設立経緯から二つのタイプに分かれている。第一のタイプは、前半期に設立された地区・広域型組合の解散にともない分離独立した組合である。たとえば、田老村・小本村聯合漁業組合から分離独立した、田老村大字乙部漁業組合、田老村大字撰待漁業組合、田老村大字田老漁業組合、小本村大字小本漁業組合の四つの組合や、普代・田野畑二ヵ村聯合漁業組合が解散して、田野畑村大字岩泉漁業組合と普代村漁業組合に分離した組合などである。第二のタイプは、後半期になって新たに設立された組合で、山田町住民漁業組合、船越村住民漁業組合のように組合名に「住民」がつく組合である。これらの組合は、サケ・マグロ建網などの定置漁業権の管理主体として設立された組合である。このことはなにを意味するのであろうか。本来、組合設置策が意図した組合構想は地区・広域型組合であったはずである。つまり、「後半期型」組合は、組合設置策に抵抗して組合設立を拒んできたグループと、強引に設立させられた「前半期」組合の機能不全や機能低下が原因で、分離・独立したグループのどちらかであろう。いずれにせよ、後半期に設立された組合は、漁民の内発的動機にもとづき設立された自律的・自治的集団であることは明らかである。

3 業種・広域型組合の事例

業種・広域型組合として設立された組合は、南閉伊郡釜石・平田両村聯合漁業組合、八ヵ村聯合住民共同漁業組合、巾着網漁業組合の三組合と、宮古町・鉾ヶ崎町・磯鶏村・津軽石村・崎山村水難救済組合、山田町・織笠村・大沢村・船越村・住民漁業組合の二つの組合である。

前者の三組合はいずれも前半期に設立された典型的な業種・広域型組合である。八ヶ村聯合住民共同漁業組合（以下、八ヶ村組合と略す）の事例から検討をはじめることとする。

八ヶ村組合は、設立までの経緯がきわめて特異な点に最大の特徴があるといえよう。すなわち、宮古湾岸8ヶ村（重茂村、赤前村、津軽石村、金浜村、高浜村、磯鷄村、宮古村、鉾ヶ崎村）は、三陸漁業屈指の定置漁業である秋マグロ建網漁場（重茂村大字追切二丁目、三丁目、四丁目）を八ヶ村連合で共同経営するため「共同漁業会社創立願」を県に申請したことからはじまる。申請は明治16（1883）年認可され、はじめはとくに株式は発行されなかったが、八ヶ村連合を株主とする共同漁業会社として設立されることになる。共同漁業会社の建網経営は、宮古村と鉾ヶ崎村からそれぞれ3名、その他の村からは各2名づつ公選された18名の幹事（うち主任幹事2名）と支配人で構成される経営陣によって建網経営は運営されていた。経営実績はそれぞれの村会ないしは連合村会の承認が必要とされ、「村」と密接な関係をもつ地域共同の経営体であった。

明治19（1886）年、漁業組合準則の制定を契機に連合八ヶ村は共同漁業会社を組合組織に改編するため、組合規約に代替する50条からなる「八ヶ村共同漁業維持規則」を制定し、八ヶ村に本籍をもつ全住民（約2,500戸）を構成員とする、八ヶ村組合として再出発したのである。

共同漁業会社を前身とする八ヶ村組合は、前身の組織構造を踏襲したわけで大きな変化はなかったが、役員構成において平等化されたことである。八ヶ村組合の内部機構は事務所と漁場にわかれ、役員会で議定された事業年度計画は理事長の指揮下に運営されていた。役員会を構成する理事長と理事は公選とされ、理事長は八ヶ村の中から選出され、理事8名は平等に八ヶ村から村会議員によって選出されていた。役員会は理事長と理事の合議制で、1事務所および漁場に要する定員・給与、2事務所・漁場取締規程、3経費出納規則、売上金取締細則、純益金分配細則、4賞罰規則などについて審議され、理事長の指揮下に運営されていた。

つぎに、重茂村大字追切二丁目と三丁目を漁場とする秋マグロ建網の共同経営をみるとしよう。共同経営の特色を列挙すればつぎの3点に要約できる。第1に、漁労組織は二つの漁場で大謀、親方、魚見頭、船頭などの役員と漁夫（51名）の総員78名で構成される大規模経営であったことである。しかも漁夫の雇用は地元優先でその点では貴重な雇用の場になっていた。第2には、大規模組織を効率的に運営していく上で役割に対応する職階制が整序されていたことである。たとえば、労働配分は歩合給（総漁獲高の15%を均等配分）と職制に対応した年給（大謀5円、親方2円50銭、漁夫50銭など）・年手当が併用された賃金体系であったが、最高給の大謀は32円12銭、一般の漁夫でも27円62銭とかなりの高給であった（24年度実績）。第3としては、総漁獲金額から諸経費・諸税费などを差し引いた純益金が八ヶ村に配分されていたことである。その配分方法は純益金総額の75%を8月1日現在の戸数をもとにした戸別割で八ヶ村（2,495戸）に配分されそれぞれの村財政に組み込まれていた。残りの25%は、救荒資金として10%、町村の学資資金として10%、そして5%は公共事業に対する補助金ないしは寄付金として貯蓄にあてられていた。

以上のように、八ヶ村組合は八ヶ村の連合村受として定置漁業を経営する地域共同関係の強い経営体であったが、東閉伊郡長の監督下に運営されていた点では例外ではなかった。郡長は、理事長・理事の選挙管理者として当選証書を下付していた。理事会の議定は郡長の認可を得てはじめて施行できること。また前年度の決算報告、売上額、買受人など業務内容の月例報告、純益金配分の報告などが義務づけられていた。

漁業会社を前身とする、八ヶ村組合はその後、役場事務を共同処弁する町村組合として行政機構の末端組織に転化したように、きわめて特異な経緯の漁業組合であった。

沖合・遠洋漁場への進出をめざして形成された経営体的組合の事例としては、鉾ヶ崎町ほか3ヶ町村在住の巾着網業者によって設立された巾着網漁業組合がある。

巾着網漁業組合は、鉾ヶ崎町、宮古町、磯鷄村、津軽石村に居住して各種の巾着網漁業を営む13名の同業者によって明治28(1895)年に設立された、新漁法を導入して漁業の発達を企図した純粋な漁船漁業経営体である。巾着網は、明治20年代前半の網漁業を代表する小舌網(まき網)に替わって、明治25年以降三陸地域のみならず全国的に普及した高能率的漁法として定評がある漁船漁業であった。岩手県においても同24年に4統しかなかった巾着網が28年には73統と飛躍的に増加している。この巾着網は初代組長に就任した大越作右衛門が「米国式巾着網」を導入し、ニシン巾着網やイワシ巾着網に改良したものである。つまり、巾着網漁業組合の結成までには、指導的立場にあった大越作右衛門に負うところが多く、組合事務所も鉾ヶ崎町の組長宅に置かれていたのである。巾着網漁業組合が掲げた目的は、①巾着網漁業の発達を図り、漁船漁具の改良をすること、②遠洋漁業者を指導すること、③漁夫の風儀を矯正することの三つであった。①の目的は、マグロ、カツオ、ブリなどの巾着網を製造して遠洋に出漁すること。遠近海においては、ニシン、サンマ、ヒラメ、イワシ兼漁の巾着網で夜業を試みることを具体的目標として実験操業が行われている。②については、青森県の委嘱をうけて漁業教師を派遣し指導するなど、巾着網漁業の普及活動に貢献している。巾着網組合はその目的と事業活動からみても全く異質の組合であることは容易にわかるであろう。巾着網組合は、同業者により自律的に設立された新漁法の改良・普及を目的とする専門的職能集団であるとともに、その本質は漁船漁業経営体そのものであった。

三つ目に、岩手県で最も早く設立された準則組合である、南閉伊郡平田・釜石両村聯合漁業組合(以下、釜石組合と略す)を典型的な事例として検討しておきたい。

釜石組合は、明治19(1886)年平田・釜石両村を設立区域として沖漁船の船主・船頭・水夫および小漁船の船主・漁夫など230名の漁船漁業者によって設立された準則組合である。したがって、釜石組合は、設立前半期に特徴的な行政主導型の組合とみられるが、組合活動の内容からみれば、むしろ自治的な側面をもつ職能的漁業組合として特徴づけられる。釜石組合の主要な事業活動は、つぎにみる通常総会(明治20年7月22日開催)の議題から看取できる。審議された議題は、1. 漁獲売代金の1.5%を手数料として組合に納入する。2. 組合事務所は組合役員宅とする。3. 小漁船の世話人として4名選出する。4. 魚類商組合との魚類売却方法についての協定條款作成の4件であった。すなわち、組合事業の活動費として充当される組合経費が組合員費と口銭収入(手数料)によっていたこと。組合事務所も役場内でなく組合役員宅に置かれ、組合員から選出された組合長、副組合長、幹事、取締役の組合役員は単なる名誉職ではなく役員報酬が支給されていた。販売事業においては魚類商組合との競合関係を調整する同業組合的機能をも有していた。釜石組合の主要な事業活動として第一に挙げられるのは、当時頻発していた海難事故に対応する漁業共済事業である。共済事業については、遭難死亡者弔祭費及び負傷者手当、漁船漁具の補助費、漁船漁具修繕費の貸付金、遭難救助者報償金、救援船の費用などについて詳細に規定された組合規約に如実に示されている。共済事業基金として特別に沖漁船は一隻につき年間2円、小漁船は20銭の積立が義務づけられていた。第二には、漁船乗組員(水夫)を確保しようとする船主間の係争やその調停に組合が深く関わっていたこと

である。沖漁船経営においては船主と隷属関係にあった漁船乗組員（水夫）の転船問題は、地先漁場の磯漁業から漁船漁業に基軸を移していた釜石組合が抱える課題でもあった。業種・広域型組合の特徴は、漁業生産力の高い、大型定置漁業や漁船漁業を枢軸として展開する漁業地域に集中して設立されていたことである。

4 業種・狭域型組合の事例

業種・狭域型として設立された準則組合は、わずかに山田町飯岡小漁船漁業者組合（以下、飯岡小漁船組合と略す）と、田老村大字田老水難救助組合（以下、田老水難救助組合と略す）の二つの組合である。はじめに、二つの組合に共通する特徴点を指摘しておきたい。第一の共通点は、組合の名称からも容易に解るように、漁船漁業に従事する漁業者を主たる構成員とする、大字という狭小区域に設立された小規模組合であることである。第二には、漁船漁業を漁業生産の枢軸の一つとして展開している代表的な漁業地域である、下閉伊郡に設立されていることである。そして第三には、設立年度が明治 35（1902）年と漁業法施行規則公布と同じくしていることである。

前者の飯岡小漁船組合は、山田湾内の地先漁場においてタコ、ナマコ、ホタテ、コンブなどの捕魚採藻に従事する、飯岡地区在住の 72 名の小漁船漁業者によって設立された小規模の組合である。飯岡小漁船組合の目的としては、「水産動植物の繁殖保護及び漁業の発達を図り弊害を矯正し一般の利益を増進すること」が組合規約に設けられ、タコ、ホタテ、コンブなどの漁期や漁具の制限を通した漁業取締と、水難救護に関わる漁業共済を組合事業の二本柱とする共済的性格の組合であった。後者の田老水難救助組合もまた同様に、明治 27（1894）年に設立された、東閉伊郡田老村・北閉伊郡小本村聯合漁業組合の解散を契機に分離し設立された小規模組合である。田老水難救助組合は、一般出漁者の保護救済を主要な目的とする、漁業者・製造業者を構成員として設立された職能的な漁業共済組合であった。なお、前述の「田老村・小本村聯合漁業組合」は、田老村大字田老漁業組合、田老村大字乙部漁業組合、田老村大字撰待漁業組合、小本村大字小本漁業組合の四つの組合に分離し、それぞれ独立していることからみてもその小規模性はあきらかである。

そして、この二つの組合の最大の特徴は、設立されるまでの経緯にみることができる。すなわち、飯岡小漁船組合と田老水難救助組合は、それぞれ明治 35（1902）年 3 月 12 日と同年 7 月 1 日に設立認可されているが、同年には漁業法施行規則に準拠して設立された、田老浜漁業組合や飯岡浦漁業組合など、26 の漁業組合が同時に設立されていたのである。業種・狭域型組合の特徴は、設立区域の狭小化を通じて旧村（浜・浦・部落）への回帰が図られるとともに、漁業取締機能から漁船漁業における漁業共済機能へ重心を移動させることにより自律的・職能的組合を形成したことである。準則組合の最終形態として設立された業種・狭域型組合は、漁業法制下の漁業組合に連結し吸収されていくことになる。

III おわりに

以上、本稿では三陸漁村に設立された 31 の、いわゆる準則組合を対象にして、はじめに述べた問題意識をもって、すなわち、明治政府の組合設置策における政策浸透過程とそれを受容した漁村の対応・選択過程に焦点をあてることにより、準則組合に内在する二面的性格について

検討してきた。31の準則組合の形成過程は、基本的には漁業政策の展開に規定されながらも、一方においては、漁民が自立的に生産と生活を防衛するため、漁民のおかれた社会的・経済的諸条件によってそれぞれ異なる多種多様な組合が設立されたのである。本稿で明らかにされた諸点を要約すれば、つぎのことがらであろう。

(1) 31の漁業組合は、上閉伊郡大槌町をのぞく県下沿海全域に2種の組合形態(地区組合・業種別組合)として設立されており、その点では政府の組合設置策は一定の成果をあげたものと評価できよう。地区組合と業種別組合は、それぞれ組合規模に対応して、少なくとも3つの組合機能(経済的・漁業取締・漁業調整)をになう組合に分化して設立されていた。つまり、準則組合は、もともと画一的な組合ではなく多種多様な形態の組合であることが検証されたのである。

(2) 地区・広域型組合は地先漁場の漁業調整機関である、とみる見解が通説になっているが、調整機能が発揮された事例は気仙郡漁業組合においてだけである。しかも、気仙郡漁業組合の場合には漁場の漁業調整機関である聯合小地区会が、「タテ」の統制が弛緩することによりはじめて機能したのである。したがって、設立区域の広狭にかかわらず、地区組合の基底的集団機能が、地先漁場における漁業取締であったことはたしかである。地区組合の漁業取締主体化は、漁業採藻業取締規則の制定(明治25年)によって、準則組合が漁業取締の実質的機関として法認されていたことから明らかである。また、地区組合の多くが、地先漁場において複合漁業をおこなう磯漁業地帯に設立されていることも特徴の一つである。

(3) 一方では、巾着網漁業組合のような同業者の専門的職能集団や純粋な漁業経営体から行政機構の末端組織に転化した組合など、業種別組合は多種多様な形態の組合として設立されていたのである。業種別組合の特徴は、三陸における商工業、海運、陸運の拠点地、また水産学校など結節機関が集積した高位漁業生産地帯に集中して設立されている点にある。

(4) 最後に、準則組合の二面的性格、その官制的性格と自治的性格について要約しておきたい。それぞれの準則組合にみられる集団特性の差異は、設立時期の遅速と相関して形成されていた。準則組合は、後の漁業法制下に設立された漁業組合とは異なり、前半期と後半期に分かれそれぞれ対照的な組合が設立されていたのである。前半期に設立された組合の特徴は、組合規模が大規模であること。とくに地区組合は「上から」の設置策が円滑に浸透した官制的性格の組合として設立されていたことである。これに対し、後半期の組合は、単村ないし大字など狭域に設立された小規模組合であり、「下から」の漁民の内発的動機にもとづき設立された自治的性格の組合であった。

注

- 1) 清水三郎、「準則」の漁業組合について、『漁業経済研究』8(4):11)。
- 2) 「漁村」の概念は研究課題の違いから様々な規定ができよう。本稿では「漁村」を地域集団としてとらまえその二面的性格を明らかにする視点から、最末端行政機関としての行政村と、漁業生産を基盤に統合している漁民の生産・生活共同組織の双方を含意している。それは第一次の町村合併による行政村と旧村の関係が準則組合の設立と密接に関連していたからである。準則組合については行論のなかで明らかになるが、二面的性格は本質的な性格として規定され

るものである。

- 3) 後藤が志摩漁村における旧漁業法施行前までの「村」の再編過程において指摘したことを結論的にいえば、準則組合（漁民共同組織）に癒着して作られた村政機構は、物質的・財政的基礎である地先漁場の占有主体として十全の機能を担っていた事実を確認したことである。「村」＝行政組織と地先漁場の関係は、①「村」は漁業税の納税主体者であったこと、②そのことは、地先漁場は行政村有漁場であることを意味し、③したがって、準則組合は名義上のものであり、機能不全であったこと、の3点を根拠にし、準則組合と行政組織＝「村」の関係は未分化・一体化を常態一町村制以後もまた一とする準則組合と行政組織＝「村」との包摂関係を析出している（後藤、1967：5-47）。
- 4) 準則組合と「村」との並存関係説としては、東京湾に臨む千葉県下のノリ養殖漁業を基盤とする村落における人見漁業組合の事例がある。（柿崎 1978：201-206）東京内湾漁業組合の下部組織である人見漁業組合は、地先漁場のノリ採場における新株無株仲間と古株仲間の対立関係（村方騒動）の展開を通して例証されている。
- 5) 近藤康男編『日本漁業の経済構造』はその代表的な見解である。漁業経済史として上梓された同書は、準則組合の集団特性を考察するうえで2類型設定など注目すべき論点を提起している。問題提起となる箇所を紹介しておきたい。「業種別に大規模漁業の組合と小規模入会漁業の地域組合との二つの「組合」をその秩序維持の主体たらしめるため、全国的に強制的に作らせている。もとより、旧慣の肯定の上に立ってではあるが、ここに部落、村からの組合の分離は総有の主体を二分するものとして重要である。この点は後の定置、専用漁業権等において組合と村の相互対抗関係として現れる起点である。」（傍線は筆者）355
- 6) 県の方針が広域的組合の設立を意図していたことは、沿岸各郡長に指令した通達文書によっても明らかである。1. 組合設立の区域は概ね郡単位とする。2. 郡長は組合設置、規約草案作成のために創立委員を一町村から一名ないし三名選任する。3. 郡長は創立委員が設立地区の設定、組合規約を調製する等、正規の手続きを経て許可申請する旨、指導する。4. 組合規約はできる限り統一的に定型化して、これから設置する組合は画一的なものにする。5. 組長（組合代表者）は郡長ないし町村長に委嘱する。
- 7) 二野瓶は『明治漁業開拓史』において、準則漁業組合の第一の目的を町村間の漁業調整にもとめながら、水産加工と流通、漁業労働力の雇用などの面で、商工業の同業組合と同様な色彩をもった組合の存在を指摘している。
- 8) 「組合区域別広狭別漁業組合数（明治25年6月現在）」によると、組合区域の広狭を示す区分指標、「1ヵ村以内」と「2ヵ村以上」に別けてみると、1ヵ村以内の組合が全体の37%を占めている。また、沿岸府県別にみても兵庫・鳥取・山口・徳島・鹿児島などでは、組合区域が1ヵ村以内の組合が2ヵ村以上の組合を凌駕していたのである。
- 9) 1) 南閉伊郡釜石・平田両村聯合漁業組合（1886）。2) ハヵ村聯合住民共同組合（1887）。3) 気仙郡広田村海漁業蕃殖改良組合（1891）。4) 気仙郡漁業組合（1892）。5) 東閉伊郡田老村・北閉伊郡小本村聯合漁業組合（1894）。6) 普代・田野畑二ヵ村聯合漁業組合（1894）。7) 巾着網漁業組合（1895）。8) 南九戸郡・北九戸郡漁業組合（1895）。9) 両石区捕介漁業組合（1898）。10) 宮古町・畷ヵ崎町・磯鶏村・津軽石村・崎山村水難救済組合（1900）。11) 重茂村住民捕介採藻業組合（1901）。12) 高田町・米崎村・長部村捕介採藻組合（1902）。13) 田老村大字田老水難救助組合（1902）。14) 山田町飯岡小漁船漁業者組合（1902）。15) 山田町・織笠村・大沢村・船越村・住民漁業組合。16) 山田町住民漁業組合。17) 山田町大字山田住民漁業組合。18) 織笠村住民漁業組合。19) 船越村住民漁業組合。20) 宮古町・畷ヵ崎町・磯鶏村漁業組合。21)

重茂村住民漁業組合、22) 津軽石村・重茂村(大字重茂)住民共同漁業組合、23) 重茂村大字重茂漁業組合、24) 崎山村大字崎嶽ヶ崎漁業組合、25) 崎山村大字崎山漁業組合、26) 田老村大字乙部漁業組合、27) 田老村大字撰待漁業組合、28) 田老村大字田老漁業組合、29) 小本村大字小本漁業組合、30) 田野畑村大字岩泉漁業組合、31) 普代村漁業組合

なお()は設立年度である。15)～31)の設立年は不明であるが、県の水産局長宛て回答書「漁業法施行準備ニ関スル件」によると1898-1901年の間に設立されたと思われる。

- 10) 初代組長に就任した気仙郡長板垣政徳は明治30年までその職にあった。組合は明治28年度残余金から組長に慰労金50円を贈呈しているが、50円は組合会の年度予算額のほぼ1割に相当するものである。準則組合の官制的性格が表れている事例である。
- 11) 気仙郡漁業組合の小地区は、明治22(1889)年の町村制施行に合併することもなく藩政期の村、いわゆる旧村がそのまま行政村に移行していた。したがって、組合設立以前からそれぞれ地先漁場の占有利用関係において旧来の慣行が継承されていたのである。第二には、組合を構成する12ヶ町村間の地域格差は少なく、漁業集落規模が200戸規模を中心とした、ほぼ均一的規模の町村によって構成されていた

文 献

- 伊藤康宏, 1992, 『地域漁業史の研究』, 農文協, 166-167.
- 今泉芳邦, 1995a, 「明治前期三陸漁村の諸形態—漁村類型化の一試論(その1)」, 『岩手大学教育学部研究年報』, 54(2): 43-55.
- 今泉芳邦, 1996b, 「明治前期三陸漁村の類型化—漁村類型化の一試論(その2)」, 『岩手大学教育学部研究年報』, 56(1): 55-72.
- 今泉芳邦, 1995c, 「準則漁業組合の構造と機能」, 『岩手大学文化論叢』, 3: 75-94.
- 今泉芳邦, 1997d, 「漁業協同組合の成立過程—昭和10年代の三陸漁村における事例分析—」, 『岩手大学教育学部研究年報』, 57(1): 13-27.
- 柿崎京一, 1978, 『近代漁業村落の研究』, 202-206.
- 近藤康男編, 1953, 『日本漁業の経済構造』, 東京大学出版会, 355.
- 後藤和夫, 1967, 明治期志摩漁村の構造と再編過程, 『村落社会研究』3: 5-46.
- 竹内利美, 1991, 『漁業と村落』, 名著出版, 14-19.
- 二野瓶徳夫, 1981, 『明治漁業開拓史』, 平凡社, 275-285.
- 牧野由朗, 1996, 『志摩漁村の構造』, 名著出版.
- 益田庄三, 1979, 『漁村社会の変動過程・上』, 白川書院.